

名古屋市ウィッグ購入費用助成事業実施要綱

(通則)

第1条 名古屋市ウィッグ購入費用助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、助成金を交付することにより、がん患者の身体的・精神的な負担や、社会生活上の不安を和らげ、がんになっても安心して暮らし続けられる社会を構築することを目的とする。

(助成対象者)

第3条 名古屋市ウィッグ購入費用助成事業（以下「助成事業」という。）を利用することができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 本助成金申請日時点で本市の区域内に住所を有する者
- (2) がんと診断された者で、治療に伴う脱毛等の症状により、ウィッグを必要とする者
- (3) 他の制度において、ウィッグの購入費用の助成又は給付を受けることができない者
- (4) 過去に本事業によりウィッグの購入費用の助成を受けたことがない者

(申請者)

第4条 助成事業の申請及び助成金の受領（以下「申請等」という。）を行う者（以下「申請者」という。）は、原則として助成対象者とし、助成対象者がやむを得ない理由で自ら申請等を行うことができない場合のみ、他の者へ申請等を委任することができるものとする。ただし、助成対象者が未成年の場合、申請者はその保護者とする。

(助成対象経費)

第5条 助成事業の対象経費は、ウィッグ（ウィッグ装着時に皮膚を保護するためのネットを含む。）の購入額とする。

(助成額)

第6条 購入額に0.3を乗じた額とし、30,000円を上限とする。

(申請)

第7条 申請者は、ウィッグ購入費用助成金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に第2項に掲げる書類を添付して、ウィッグを購入した翌日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 助成対象者が申請者となるとき。

ア がん治療に伴う脱毛等により、ウィッグが必要であることを証明する書類の写し

イ ウィッグを購入したこと及び購入金額の明細が分かる書類(領収書等)

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 助成対象者以外の者が申請者となるとき。

ア 前号に掲げる書類

イ 委任状(第2号様式)

(交付決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により交付の申請があったときは、その内容を審査し、当該助成金を交付すべきものと認めるときは、ウィッグ購入費用助成金交付決定通知書(第3号様式。以下「交付決定通知書」という。)、助成金を交付しない決定をしたときは、ウィッグ購入費用助成金不交付決定通知書(第4号様式。)により、申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前条の申請書類に記載された助成対象者が、第3条に規定する助成対象者に該当するか確認するため、住民基本台帳情報を参照するとともに、必要に応じて関係機関へ問い合わせることができるものとする。

3 市長は、第1項に規定する交付決定通知書により通知した場合、速やかに助成金を申請者に支払うものとする。

(端数計算)

第9条 助成額に1円未満の端数が生じるときは、別に定めがない限り、その端数金額を切り捨てるものとする。

(助成金の交付の取消し等)

第10条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたことが明らかとなったときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

する。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、ウィッグ購入費用助成金交付決定（全部・一部）取消通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（書類の整備）

第11条 助成金の交付を受けた者は、当該事業に係る書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の名古屋市ウィッグ購入費用助成事業実施要綱に定める様式は、なお当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市ウィッグ購入費用助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後に新要綱第7条の規定による申請をする者について適用し、同日前にこの要綱による改正前の名古屋市ウィッグ購入費用助成事業実施要綱第7条の規定による申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、ウィッグを購入した者に対する新要綱第7条の適用については、同条第1項中「ウィッグを購入した翌日から起算して1年以内」とあるのは「令和3年3月31日まで」とする。